

毎月第3金曜日に、無料相談会を開催しています！
予約制になっておりますので、事前にお電話にて
ご予約下さい♪

☎ 03-5429-1096

相続法務グループ

～あなたと大事な人のための 無料相談会

毎月第3金曜日(予約制)

①9:30～②11:00～③14:30～④16:00～

※上記以外の日程については、ご相談下さい



代表 門脇紀彦
司法書士 宅地建物取引士

相続のご相談を中心に、ご高齢者の後見
人や生前対策、老後のお住まいの相談も
承ってきました。不安を解消するお手伝
いをさせていただきます。

お困りことはありませんか？

- ・遺言書作成
- ・おひとりさま相談
- ・相続の手続き
- ・不動産登記
- ・成年後見人
- ・民事信託
- ・老人ホーム探し



司法書士法人相続法務

東京都世田谷区祖師谷3-4-7 伊地賀ビル1F

☎ 03-5429-1096



世田谷グルメ

素朴さの中にある洗練された味

イタリア、アルプス山脈南西麓に広がる美しい州「ピエモンテ州」。(州都は2006年にオリンピックが開催された都市トリノ。イタリア王国(サヴォイア家)時代の首都でもあった)そこで5年間修行を重ねたシェフが、地元兵庫の無農薬野菜や但馬牛や丹波の猪など旬の食材を使って、ピエモンテの郷土料理を提供してくれます。ランチメニューのCorsaAは、前菜の盛り合わせ、本日のパスタ(3種類からチョイス)特製パンチェッタと秋茄子のトマトソースタリアッテレ)パン、カフェが付いて税込1,980円。ちょっぴり贅沢したい日や、自分へのご褒美にいかがでしょうか。ディナー(CorsoA 税込6,050円～)もおススメです♪



Osteria Egidio Sala
オステリア エジリオ サーラ

📍 世田谷区砦8-9-8

☎ 03-3749-3899

🕒 LUNCH

月～土 11:30～15:00(14:00L.O)

日・祝 12:00～15:30(14:30L.O)

DINNER

17:30～22:00(21:00L.O)

🛑 不定休

【定期購読について】

「のりのり通信」の定期購読をご希望の方は、右のQRコードを読み取り送信ください♪



編集後記

2025年立冬号をお読みいただきありがとうございます。成年後見人についての理解が深まってきているのではないのでしょうか。次回も面白い内容になりますので、楽しみにしてくださいね♪
ご意見、ご質問、記事についてのご感想などありましたら、ぜひぜひお寄せください。お待ちしております。次回もお楽しみに！

[制作・編集担当 井本]

『のりのり通信を読んだよ!』というお客様にはエンディングノートを無料で進呈いたします
事前に必ずお電話下さい☎



📍 〒157-0072 東京都世田谷区祖師谷3-4-7



Inheritance Legal Group
相続法務グループ

☎ 03-5429-1096

司法書士法人 相続法務 (東京司法書士会会員 法人番号11-00511)

株式会社相続不動産コンシェルジュ

株式会社絆コーポレーション

🌐 <https://ilg.jp/>



souzokuhoumu GRP のりのり通信



vol.03 / 2025

成年後見制度についてのセミナー



最近セミナーのご要望を多くいただいております。その中で成年後見制度のお話をする機会が増えています。

成年後見制度は、来年に大幅な法改正を予定しています。当事務所では、法改正に先立って、制度の矛盾点を解消するべく、独自の対応をさせて頂いております。

成年後見制度は開始から四半世紀が経ち、ようやく利用者の立場に立った法改正がされようとしていますが、ご家族の事情は100者100様です。制度に使われるのではなく、制度をうまく使いこなしたうえで、家族間の問題解決につながればいいと思います。

門脇 紀彦

「肝心なことは、目に見えない」

『星の王子さま(サン＝テグジュペリ作)』で出てくる有名なフレーズです。心で見ないと物事はよく見えない、という意味ですが、私も日々のご相談を受ける場面で良く自分に言い聞かせていることです。相続のお仕事をしていると、お金や不動産の事、そして税金のことなど目に見えることへの相談が多いのは事実です。ただ、お金の事だけを考えていては解決に至らないことが多くあります。

そのご家族の歴史や出来事を詳しくお伺いし、その環境の中にいるご家族がどのような感情になっていたか、どのように行動していたのか。また、亡くなられたご先祖様がどのようにご子孫を見ているのか、そしてお子さんやお孫さんに対してどのような影響があるのか。特に、お子さんやお孫さんは、ご両親がご相続で揉めていたり、ご家族の中でどのような言動をされていたのかをよく見えています。

その影響は次の世代に受け継がれてしまいます。家族同士いがみ合っていると、それを気付かないうちに踏襲してしまう事はよくあります。家族内の信頼関係は、一世代に限らず、次の何世代に影響を与えてしまうのです。

私たちの事務所は、相続をテーマにお仕事をさせていただいておりますので、広い視野で物事を観たうえで、アドバイスをすることを心がけております。それが相続に携わる士業として不可欠なことだと捉えております。目に見えないことの方が大切です。お金や不動産が安全・円滑に相続されることはもちろん、「心で観た想いを引き継ぐこと」が肝心です。その方が結果的に人の幸せにつながると確信しているからです。そんな事を考えながら、日々研鑽に励んでおります。



このコーナーは、世田谷区祖師谷大蔵で1,500件以上の相続のお手伝いをしてきた、「司法書士法人相続法務」の司法書士・門脇紀彦が、わかりにくい相続にまつわるご相談をわかりやすく、Q & A 会話方式でご説明しながらお答えするコーナーです。皆様からのご質問や感想をお待ちしております。



のりのり先生

成年後見制度について ～応用編②～

Q ---先生、今回は後見人が「できること」と「できないこと」について教えてください。



どう子



のりのり先生

A 勿論です！成年後見人が選ばれた後、財産管理を全て後見人が本人の代わりに行うことになります。具体的には、本人の通帳の名義が後見人の名前になったり、契約行為も本人ではなく後見人が参与して後見人の印鑑で全部行うことになります。その中でこういうことが「できる」「できない」についてお話ししますね。

Q ---はい！それが知りたいです。



どう子



のりのり先生

A 当然目的があって後見人を立てるので、例えば「銀行の定期預金を解約したいんだけど本人が認知症なので、解約するために後見人を申立てます。」という場合、後見人は定期を解約して、それを本人の生活のために利用することができます。当然ながら、そのお金を本人じゃなく、後見人自身のために使うのは横領になります。本人のためだけにしか使えないお金になるので、そこは厳格に区別をしなければいけないのです。

Q ---ちゃんと区別しなきゃ、いけませんね！



どう子



のりのり先生

A そうですね。また、よくあるのが「お孫さんにお年玉をあげる」とか、「学校に入学したから入学祝いをあげる」とか、そういったことも法律的には贈与になってしまいます。多少のお金であればいいんですけれども10人のお孫さんに1万円ずつ渡すとすると、ちょっと難しくなってしまいます。贈与というのは、本人のために使うお金ではありませんからね。

Q ---えーっ！ お年玉もダメなんですか！？
もし本人が判断のできるのであればきつと渡していた"と思われる場合もできないのでしょうか？



どう子



のりのり先生

A そうですね。うまく家庭裁判所に説明すれば、できることもあります。“今まで十何年間、お孫さん一人一人にお年玉を1万円ずつ必ずあげていた”という事実を上申書にして提出し、“これは本人が続けたかったことだろうから、今後も本人に代わって続けていきます”というようなことをきちんと説明をして家庭裁判所のOKが出れば渡せる、ということになります。逆にいうとそこまでしないとできなくなっちゃいます。

Q ---孫にお年玉をあげるには、そこまでしなくちゃできない……。驚きです！



どう子



のりのり先生

A そうなんです。額が大きくなると基本的にはできません。「年間110万の間であれば非課税になるので財産を減らした方が相続税も減らせるので、少しずつ贈与しましょう」というのは皆さんご存じだと思いますが、これも基本的に駄目なんです。相続税というのは本人が払う税金ではなく、相続した人が払う税金なので本人のためという理由として成り立たないんです。

Q ---てっきりできるものだとばかり思っていました。



どう子



のりのり先生

A ですね。後見人が選任された段階で相続税対策はほとんどできなくなっちゃいます。保険については、本人が持っているアパートや収益物件といった必要不可欠な部分に関する火災保険の契約は後見人ができますが、生命保険に関しては本人が亡くなった後に支払われるという性質なので基本的に契約はできません。入院保険などの本人のために支払われるものに関しては、できるケースもあるんですが。

Q ---他にもありますか？



どう子



のりのり先生

A 他には、『自宅の建て替え』があります。生活に必要最低限の自宅の建て替えはできます。ただ、豪邸は建てられません。本人1人のために豪邸は必要ないですから。家族みんなを住ませるために豪邸を建てるとなると、それは家族のための家になってしまいますので、基本的にはできません。

Q ---「本人が精神的に安定して生活を送るために大きな家が必要なんです」という場合はどうなんでしょうか？



どう子



のりのり先生

A そうですね。家庭裁判所に申し立ててみないと分かりません。今までそういうケースは受けたことがないんですが……結局は家庭裁判所がどう判断するかです。「理由として認められますね」ということであれば「使ってもいいです」となりますが「そんなゴージャスな家は必要ないでしょ」と判断されると却下されます。それから、アパートを持ってる方もいらっしゃるんですがアパートの建て替えも基本的には難しくなるんです。『自宅以外の不動産』については、次回またご説明いたしますね。お楽しみに♪

